

（参考）「中長期的な大学教育の在り方について」に関する論点と委員からの主な意見

1	社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について.....	1
(1)	社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方について.....	1
(2)	多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成について.....	2
(3)	社会的要請の特に高い分野における人材養成について.....	5
(4)	多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方について...	6
(5)	多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策について.	9
2	グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について.....	10
(1)	大学の国際競争力の向上のための方策について.....	10
(2)	大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応について	11
(3)	アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等について.....	12
3	人口減少期における我が国の大学の全体像について	13
(1)	人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方について.....	13
(2)	大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築について.....	16
(3)	全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について	19
○	上記の1～3に関連した大学教育に係る各種の行財政システムについて.....	20

次ページ以降の 内は、総会及び大学分科会（委員懇談会を含む。）における委員の主な発言等を整理したものである。

1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

(1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育の在り方について

- ・ 社会等からの多様なニーズに対応する大学教育の内容の在り方についてどう考えるか。(例：将来の社会的ニーズを見込んで充実すべき教育内容等について)

○ いわゆる大企業が限られた大学からの学生を大量に採用してきた慣行は、企業における活動が大きく変化した中での人材確保という観点から見直しを迫られている。「社会等からの多様なニーズに対応する大学教育」の意味するものについて、大学・企業の双方における再検討が必要である。

- ・ 今後、高齢者を含む幅広い年齢層の者等を大学教育の提供の対象としていくこと及びその際の教育内容・方法等の在り方についてどう考えるか。
- ・ 情報通信技術の進展を踏まえた教育形態の在り方についてどう考えるか。(通信制と通学制との区分を存続することの是非、寄宿舎制等の新たな形態等)

○ 多様な形態を踏まえ、通信教育設置基準の見直しについて検討すべきである。

○ 通信教育については、世界の動向を見ると様々なタイプがあるが、郵便による通信教育のほか、インターネットの活用も進んでいる。生涯学習の機会の提供等を含めて、トータルに検討しないと、教育の質保証にかかわる。

(2) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための「学位プログラム」を中心とする大学制度及びその教育の再構成について

- ・ 学位を取得するために必要となる、明確な教育目標の提示、それに基づく体系的カリキュラムの編成及び厳格な成績評価等が実施されるような、限定された分野・領域別の「学位プログラム」を中心とした仕組みについてどう考えるか。
- ・ 「学位プログラム」の標準化についてどう考えるか。(例：学位の分野の見直し、標準的な教育課程及び共通教材の作成等)
- ・ 「学位プログラム」を中心とした仕組みとした場合における、教職員及び学生の所属組織、全学的又はプログラム別の教育課程のガバナンス体制、設置基準・設置認可、分野別の評価及び学生の履修の支援体制等の在り方についてどう考えるか。

- 学位プログラムを中心とする大学制度及びその教育の再構成は、国際的にも重要なテーマであり、十分に議論する必要がある。
- 学位プログラムを導入した場合、「学生の視点」を重視して教育課程を編成する制度となる。現在の学位は、ある組織に学生が入って、そこを出る際の結果としてもたらされるという位置づけになっている。一方、学位プログラムの考え方に従うならば、学位とは、大学が提供する教育課程により構成されるプログラムのうち、どのプログラムで学修したか、という意味になる。
- 日米では設置基準、認可の仕組みが異なるが、アメリカでは、新たなプログラムが学士の学位に相当する内容なのかどうかは、一義的には、学位授与権を持つ大学が判断している。大学内部での管理運営体制、評価体制がしっかりしたものでなければ、このような判断をすることは難しい。
- 大学全てが学位プログラムを導入するという方向ではなく、学位プログラム導入の方向で進みたい大学が、実際に取組を行うことができる制度になっていることが望ましい。
- 現在の日本の大学は、ほぼ全てが学部を単位とした制度になっており、学位プログラムの導入はこれを大きく変えることとなり、多くの議論が必要となる。例えば、リベラルアーツと専門教育の違いや、国内外における先行事例の研究・カリキュラム編成の在り方やコア・カリキュラムの作成の必要性等について議論が必要である。
- どのように学位プログラムを導入することが適当か検討するには、国内で学位プログラムの考え方を導入している大学の先行事例や、ヨーロッパ諸国の事例の整理が必要である。
- イギリス等ヨーロッパの工学分野では、近年、複数の学問領域にまたがるプログラムが増加している。工学分野では、それほど苦勞せずに学位プログラムの考え方を導入できるのではないか。
- 学位プログラムの考え方を踏まえ、どのようなカリキュラムを編成するかということが重要で

ある。領域・分野ごとにコア・カリキュラムのようなものが必要ではないか。

- 学位プログラムの検討は、大学の内部において教育研究の質を担保、向上させるために行うのであり、それができないならば意味がない。大学が質の保証を自ら行うことが重要である。
- 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのことである。
- 「学位プログラムを中心とした大学制度」とは、従来のような学部や研究科等の組織に着目した大学制度ではなく、学位の取得を目指す学生の学修の視点に立って、学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を修得するように体系的に設計された、学位プログラムの実施に着目した大学制度とするもの。この取組を通じ、大学の内部統制機能を強化し、大学内部できちんと質保証ができるような仕組みとする。
- 学位プログラムの実施における「教員組織」や「学生の所属組織」は、様々な形態が考えられる。現行の仕組みのままでも可能であると考えられるが、教員が専門分野別に編成された「教員組織」に所属し、学生が学位プログラムとともに「教育活動の場」に所属することで、学生が取得する学位のための教育プログラムを選択する仕組みとすることも考えられる。
- 学位プログラムを中心とする大学組織の見直しは、学部学科の壁をどう破るかなど従来の長期にわたる改革への取組を踏まえつつ、慎重に検討しなければならない。
- 学位プログラムを中心に大学教育を再構成した場合に、学内に教育課程の在り方に責任を負える者がいなければ実現しない。

(以下の①－⑧は、平成20年12月6日大学分科会に提示された「主な検討事項(例)」)

- ① 学位プログラムを導入する意義等について
 - ・ 学位プログラムの導入の必要性
 - ・ 学位プログラムが大学教育の課題の解決に向けて果たす役割
- ② 学位プログラムの概念の明確化について
 - ・ 学位プログラムの枠組み
 - ・ 学位プログラムと大学の教育研究の基本組織との関係
 - ・ 学位プログラムの実施に係る教育課程等の在り方
 - ・ 学位プログラムを実施した場合の入学者選抜の在り方
- ③ 学位プログラムを導入することとした場合の学校教育法の規定やその他の関係法令の規定等の在り方について
 - ・ 学校教育法の改正事項の整理
 - ・ 大学設置基準等の改正事項の整理

- ④ 学位プログラムを導入することとした場合の大学の管理運営の在り方について
 - ・ 教員の所属組織の在り方
 - ・ 学生の所属組織及び履修支援等の在り方
 - ・ 大学全体のカリキュラム・ガバナンス体制と学位プログラムとの関係の整理
- ⑤ 学位プログラムを導入することとした場合の学位プログラムと大学の団体性及び全人的教育との関係について
- ⑥ 学位プログラムを導入することとした場合の質保証システムの仕組みについて
 - ・ 教育課程や学位の水準を確保するために国はどこまで関与すべきか
 - ・ 設置基準及び設置認可の在り方
 - ・ 学位プログラムと分野別認証評価との関係
- ⑦ 学位プログラムを導入することとした場合の公財政による支援の在り方について
- ⑧ 学位プログラムに関する国内外の大学の先行事例の収集

(3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成について

- ・ 医療、獣医学、IT又は知的財産など、社会的な要請の特に高い専門的人材の計画的な養成、当該分野における教育課程の充実、教育活動の評価、社会との連携等の在り方についてどう考えるか。

○ 大学教育の役割の一つである専門的職業人育成については、医学や法律学に限定して議論されるべきではない。人材が国際的に採用される状況においては、どこの大学を卒業したかよりも、国際的な基準にのっとった資格を有するかどうか重要となる。

○ 地方の医療現場では、医療系人材が不足している。人材確保が厳しい地域では、その分、負担も大きくなり、それがさらなる人離れを招いてしまう。社会のニーズを踏まえた人材養成が必要である。

(4) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方について

(以下は、平成20年10月29日の審議を踏まえ、11月26日大学分科会懇談会で提示された「質保証システムの一層の整備」)

- 質保証システムの一層の整備のためには、
 - ・最低基準を定める「設置基準」
 - ・最低基準の担保のための「設置認可」
 - ・設置後の確認のための「認証評価」

の三つの要素と、

- ・大学の活動を支える公財政支援

をあわせて一体で運用していく、公的な質保証の仕組みについて検討する必要がある。

○ 数値化は困難であるものの、教育の質に関する検討が必要である。我が国の大学教育の質を高めることは、優秀な留学生の来日を促す観点からも重要である。

○ 大学の質の向上は容易に実現するものではなく、質保証に関する取組等、テーマを明らかにして検討することが必要である。

○ 設置基準、設置認可、認証評価などの質保証の問題、大学院や専門職大学院の問題、学校経営などの各種の問題は相互に密接に関係しており、構造的な改革が必要である。

○ 公財政支援を受ける大学は、設置認可や認証評価を通じて、その質に関する説明責任を果たす必要があり、その点でも、質保障に関する制度設計の検討が改めて求められる。

○ 従来は、社会が大学に求める役割に一定の共通性があり、設置認可等を通じて、国がその質保証を担ってきたと言える。その後、大学の多様化が求められ、規制緩和施策が導入されたことにより、大学が市場競争にさらされるようになった。しかし、市場競争に任せるだけでは、有意な機能別分化を図ることができない。今後、各大学が、機能別分化を通じて、それぞれが目指す方向に特化していく中、大学の最低基準等の質保証の在り方等について検討することが必要である。○ 我が国の大学の課題として、単位の実質化があげられ、これについて学位制度の国際通用性の観点から検討していく必要がある。

- ・ 準則化以後の設置基準・設置認可の課題及びその在り方の見直しについてどう考えるか。

○ 専任教員の在り方について、平成15年以前は内規で対応していたが、現在はそれに替わる基準がないため、審査において抽象的に議論せざるを得ず、一定の基準が必要である。

- 通信教育については、世界の動向を見ると様々なタイプがあるが、郵便による通信教育のほか、インターネットの活用も進んでいる。生涯学習の機会の提供等を含めて、トータルに検討しないと、教育の質保証にかかわる。(再掲)
- 学部等を新設する際、学際領域等については、1/2以上の教員が既設学部等に所属していた場合は届出による設置が可能となっているが、当初想定していなかった形態での学部の新設等が起きており、早期に見直す必要がある。
- 完成年度前に新たな学部等に転換することについては、卒業生が出るまで組織改編はできないという歯止めをかける必要があるのではないか。

(以下の①—④は、平成20年10月29日の審議を踏まえ、11月26日大学分科会懇談会で提示された設置基準と設置認可に関する論点)

① 設置基準に係る課題

- ・ 独立大学院（大学院大学）の審査要件の明確化
- ・ 教員要件の明確化
- ・ 通信教育設置基準の見直し
- ・ 学位に付記する専攻名等の在り方

② 設置審査に係る課題

- ・ 審査期間の適正化
- ・ 明らかに準備不足の申請に対する審査手続の改善
- ・ 申請書類に添付する書類や記載内容等の見直し
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 財政支援等を行う自治体との連携の確保

③ 届出制度に係る課題

- ・ 設置に係る学年進行中における届出制度の適用の在り方
- ・ 学位分野の区分の在り方（学際領域の扱い等）
- ・ 届出にあたり新たな学位分野を追加する場合の対応

④ 設置計画履行状況等調査関係

- ・ 設置計画履行状況等調査の在り方

- ・ 大学教育の形態別、学位段階別又は学問分野別に応じた評価システムの在り方についてどう考えるか。

- 設置認可の審査は学部・学科・研究科単位が基本だが、認証評価は分野別ではなく、設置認可の審査と対応する専門分野別の評価制度が必要である。

○ 分野別の認証評価の在り方を深く検討する必要があるが、各大学の背景を超えて分野ごとに一律な基準による評価が可能かなどについて、分野別認証評価に関する明確な方針を打ち出す必要がある。

○ 教育研究において国際的な競争を意識する大学に対して、通常の評価と別に、追加的な評価があるべきであり、それが公財政支援と結びつけることについて検討すべきである。その際の評価手法については、なおざりな評価にならないよう明確にする必要がある。なお、公財政支援の検討においては、地域の人材育成に重要な役割を果たす大学など、大学の多様な状況への配慮が必要である。

- ・ 自己点検・評価、認証評価等の各評価システムの在り方及び省力化等についてどう考えるか。

○ 大学設置・学校法人審議会と認証評価の役割分担、アフターケアと認証評価の役割分担を整理し、大学教育における質の保証システムを見直すべきである。

- ・ 学生が到達すべき学習成果の評価及び単位の算定方法等についてどう考えるか。

○ 単位の実質化の観点から、単位の計算方法、授業時間数、授業日数について議論する必要がある。

- ・ 単位制と学年制の在り方や修了要件の在り方についてどう考えるか。
- ・ 専門職大学院に係る認証評価の特例の在り方についてどう考えるか。
- ・ 認証評価結果の活用についてどう考えるか。

(5) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策について

- ・ 多様なニーズを有する学生に対する、きめ細かなカリキュラムの履修指導やキャリア・ガイダンス等の総合的な学生支援の在り方についてどう考えるか。
- ・ 奨学金、授業料減免又は民間機関によるローン等を通じた学生への経済的支援方策の在り方についてどう考えるか。
- ・ 社会人や留学生等の特別な背景を有する学生に対する支援の在り方についてどう考えるか。

- 学生同士の国際交流を進めるためにも、留学生と日本人学生を混住させ教育的効果を高める必要がある。
- 留学生の宿舎が整備できないために学生間の国際交流が行えないという課題に対して、宿舎等の共同利用を進めることで、ある程度解決できるのではないかと。

- ・ 大学院博士課程学生への教育内容・方法の在り方及びキャリア・ガイダンスの在り方並びにTA・RA等の経済的支援方策等についてどう考えるか。

2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

(1) 大学の国際競争力の向上のための方策について

- 大学の国際競争力の向上の意義についてどう考えるか。

○ 大学教育の高度化に向けて、国際化はいわば風穴をあける効果がある。例えば、アメリカの大学教育を経験した学生は、そこでの大学の教育やサービスの水準を知り、帰国後に国内大学への要求度が高くなる結果、大学への満足度が低い。危機感をもって国際化に臨むべきである。

○ 職業資格に関して、国際的に共通の水準が要求される中、その資格につながる大学教育において、国際的な共通水準が担保されていることが前提となる。

- 大学の国際競争力の向上のために必要な方策のあり方についてどう考えるか。

○ 熾烈な国際競争の中、大学は世界的な人材獲得競争の中にある。留学生政策は重要であり、宿舍等のインフラ整備と来日前に給付を確定できる予約型奨学金の整備が必要である。

○ 世界の大学がネットワーク化される方向にあり、他の先進国の大学では、単に留学生を増やすだけではなく、戦略的な取組が見られており、日本が国内の議論だけをしているのでは十分でない。

○ 大学の機能別分化の検討に当たっては、国際的な研究拠点大学や地域の拠点大学として評価される条件に関して、国際的に見て明確な基準が必要である。また、それらの大学が、どの程度我が国に必要なのかとともに、その誘導措置についても検討すべきである。

(2) 大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応について

- ・ 大学教育の国際的な質の保証及び国際的通用性の確保の観点から、諸外国の基準を我が国の設置基準に取り込むことの是非についてどう考えるか。

○ 諸外国における質保証システムに関する取組を研究し、我が国の施策に反映させることを検討すべき。

- ・ 大学の設置認可や認証評価等の様々な評価活動において国際的通用性の確保の観点から諸外国の評価項目等を取入れることについてどう考えるか。
- ・ AHELO等の様々な国際的な質保証の取組に対する我が国の対応の在り方についてどう考えるか。
- ・ 国際的な大学ランキング活動に対する対応についてどう考えるか。

(3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等について

- ・ アジア域内において、国際的な学生・教員の流動性をより一層高める方策を導入する可能性についてどう考えるか。
- ・ 各大学の個別の流動性の向上に対する支援方策，特に民間団体や国際協力・援助等の関係機関との連携方策についてどう考えるか。

○ 企業のグローバル化が急速に進展する中で、日本の大学が世界的に確固たる地位を占めるのは重要であり、アジアの中で先導的地位を占めて、日本が基準を示すといった視点が必要である。

3 人口減少期における我が国の大学の全体像について

(1) 人口減少期における大学全体の健全な発展の在り方について

- ・ 今後の少子高齢化社会及びグローバル化の進展の下での将来の我が国の大学の量的規模についてどう考えるか。

○ 日本の大学教育の量的規模は、国際的にも過大とは言えず、社会人学生も少ない。大学は、リーダーとなるべき人材育成と底上げのために積極的に役割を果たすべきであり、量的規模の在り方も、それに相応すべきである。

○ 大学の在り方の検討に当たっては、大学の経営の観点からの議論ではなく、人材養成、生涯学習、地域における教育活動など、社会からの要求の観点で議論を組み立てる必要がある。

- ・ 留学生、社会人又は高齢者等を対象とする大学教育の規模の見込み及び国際的な比較における我が国の大学進学率の現状についてどう考えるか。

○ 社会人や、意欲があっても経済的事情により進学をあきらめた者は、大学全入に関して語られる際の志願者数の算定に含まれていない。大学の規模を語る際には、そうしたことにも留意する必要がある。

○ 量的規模の検討に際しては、大学への進学需要、卒業後の労働需要のほか、質の観点も挙げられる。学生が十分に勉強しないと言われる現在の状況を前提として考えるのではなく、大学の質を強化し、学生に学修のインパクトを与えるよう改めていくことを前提とするならば、適正規模がさらに拡大してもよいという考え方もあり得る。

○ 我が国は社会人学生の入学が停滞していることが欧米諸国と異なる。社会人学生を積極的に受け入れるとしている大学院の専攻は800程度存在し、全体のほぼ半数となるが、実態としては、ほとんどが従来型の大学院であり、十分に社会人に対応したものとなっていない。一部の成功している事例もあるが、夜間開講を一部行っている大学院は1/4程度にとどまり、その他は、夜間や週末の受入もやっていない。大学が多様なニーズと潜在的な需要があると想定される中で、どのように対応するかが問われている。

- ・ 人口減少期における我が国の大学の果たすべき役割、及び機能別分化等を通じた我が国の大学の健全な発展等に関する将来像についてどう考えるか。（例：機能別分化に基づく各大学の大学院・学

部の定員のバランス等)

○ 大学の機能別分化の検討に当たっては、国際的な研究拠点大学や地域の拠点大学として評価される条件に関して、国際的に見て明確な基準が必要である。また、それらの大学が、どの程度我が国には必要なかとともに、その誘導措置についても検討すべきである。(再掲)

○ 私立大学については、地域別、規模別に振興策を促進する観点から、基盤的経費補助金についてきめ細かな配分基準を構築する。また、大学設置基準により、各大学は、教育研究上の目的を定め、公表することとされており、これの明確化を通じ、大学の機能別分化を促進しつつ、質の向上を図る必要がある。

- ・ 人口減少局面において、大学の自主的な入学定員の見直し又は学部・学科等の再編・縮小等を促す仕組みの導入の是非についてどう考えるか。

○ 「人口減少時代にあって、大学は多すぎる」という意見は逆である。国力の維持・向上には一人一人の価値を高めることが大事であり、大学はそのための最重要機関である。数を減らす観点から大学の再編統合を考えるのではなく、最適形態がどうあるべきかの観点から検討する必要がある。

○ 地方中心に大学の経営が困難な現実があり、その現実の問題をどう考えるか分析が必要である。

○ 大学院の整備が進められてきたが、修士課程修了者や博士課程修了者が、それぞれどんな役割を果たすべきか、どの程度の養成数が必要か、などについて国際的に見て適正かどうかという観点を踏まえた検討が必要である。

○ 我が国の大学生の約半数が、私立大学の文系に在籍している状況を念頭に置きつつ、大学の在り方について議論する必要がある。

○ 収容定員を縮小化した場合の専任教員数の基準の在り方について検討する必要がある。

○ 入学定員の取扱いの適正化を促進するため、定員超過の取扱いをより厳格にする必要がある。また、入学定員の充足率のみで測るのではなく柔軟な対応が必要である。

○ 定員の扱いを厳格にするに当たっては、例えば、大学院生の多い大規模校では、多額の研究予算を必要とする現状があるなど、大学の経費構造や予算確保の在り方について考慮する必要性に留意すべきである。

○ 志願者への情報公開の促進が必要である。事業報告書において、教育研究活動だけでなく、財務内容、志願状況等経営状況を記載することが必要である。

○ 学校法人における決算資料等においては、各大学の経営状況が明確で分かりやすいものとする必要がある。

- ・ 準則化以後の設置基準・設置認可の課題，及び公財政支出の効果的・効率的な活用と設置認可とのバランス等についてどう考えるか。

(2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築について

- 大学の適正規模及び個性化・特色化を通じた機能別分化の在り方、並びにそのための公財政によるバランスの取れた支援方策についてどう考えるか。

- 学生のために大学の教育目標・理念は明確に設定する必要がある。学生の視点では、どのような大学に行ったらよいか全くわからず、とにかく入りやすいところに行こうとする傾向にある。
- 地方の大学において、その地域で何が求められているかを明確にしていくことで学生を確保していく取組が見られている。
- 大学政策においては、多様な大学を一括りにして論ずるのではなく、大学の機能別分化の分類の在り方を精査し、それぞれに応じた施策を講じる必要がある。
- 教育研究において国際的な競争を意識する大学に対して、通常の認証評価と別に、追加的な評価があるべきであり、それが公財政支援と結びつけることについて検討すべきである。その際の評価手法については、なおざりな評価にならないよう明確にする必要がある。なお、公財政支援の検討においては、地域の人材育成に重要な役割を果たす大学など、大学の多様な状況への配慮が必要である。(再掲)

- 各大学の人的・物的資源の全国共同利用化及び有効活用等の促進方策についてどう考えるか。

- 全国共同利用型の施設に対しては十分な支援が行われる必要があるのではないかと。
- 私立大学にも共同利用の研究拠点を設ける制度が導入され、学外の者を含めた運営委員会を設置し、国公私を越えた取組が進んでおり、成果を上げている。
- 教育や学生支援の機能を有する拠点の共同利用を促進することが必要。その際、そこが教育活動の場であることにかんがみ、利用する学生の利便性や各大学の教育理念・目的との関係に十分配慮する必要がある。

- 国公私を通じた大学間連携（大学コンソーシアム等）の促進方策についてどう考えるか。

- 大学が、人口減少と同時に、国際化の流れにさらされたときに耐えうるよう、大学の在り方全体を見渡した多角的な議論が必要である。これからは、大学の機能別分化の促進と、大学間のネットワークの構築がキーワードとなる。大学間ネットワークについては、国際レベル、全国レベル、地域レベルなど様々なものが考えられる。
- 大学の地域連携や、大学間ネットワークを組もうとする動きが国公私を通じて進められており、このこと自体は評価できる。ただし、こうした動きが進んだ場合にどうなるか、特に、地方大学の在り方について、人材養成の観点からどう考えるべきか、また、教育を中心とする大学における教員の研究活動の在り方などが課題となる。

(以下の①—⑦は、平成20年12月5日の大学分科会で提示した「大学の機能別分化と大学間ネットワークについて検討の論点(案)」)

① 機能別分化の分類の考え方について

(検討例)

- ・ 平成17年の「将来像答申」に掲げられた機能別分化の類型は、米国のカーネギー教育振興財団の大学分類(当時)も参考とされているが、我が国大学の現状に照らし考えられるそのほかの分類の在り方。
- ・ 我が国の大学の今後に着目し、新たな大学分類について検討することの可否。

② 公的な質保証システムや公財政支援を通じて、機能別分化を促進する方策について

(検討例)

- ・ 認証評価において、大学の機能別に複数の尺度を導入する、または、機能別に認証評価機関を認証する仕組みをつくることの是非。
- ・ 博士(後期)課程について、設置認可や認証評価を通じて、学位授与状況を踏まえた適切な在り方を促す方策。
- ・ 国公私を通じた各種の公財政支援において、各大学の機能に応じて、申請における選択制を導入することの是非やその在り方。

③ 自主・自律的な質保証活動を促進する方策の在り方について

(検討例)

- ・ 複数大学による自主的な団体を形成して、一定の教育内容・水準を担保するネットワークを推進する方策。
- ・ 地域コンソーシアムや教育課程の共同実施を通じて、当該大学グループ全体として、様々な機能を果たすこととし、その中で、各構成大学が特定の機能に特化することを誘導することの是非。

④ 学術研究における共同利用・共同研究と同様に、優れた教育や学生支援を行う機能や施設を全国共同利用拠点として認定することによる機能別分化の促進方策について

(検討例)

- ・ 拠点の認定の基準や範囲の考え方(例:留学生への日本語教育施設や宿舍,水産実習船,英語教育,産学協同の促進機能,知的財産の管理)
- ・ 認定を通じて、全国的に卓越した取組だけでなく、地域や大学の特性に応じた特色ある取組や、複数の大学が共同して新たな拠点を形成する取組を促進する方策
- ・ これら拠点に対する支援方策。

⑤ 科学技術・学術政策の分野においては、既にネットワークづくりや拠点形成に関する様々なプロジェクトが実施されている(例:大学間連携による知的財産活動体制の構築,産学官連携拠点の形成,ナノテクノロジーネットワーク)。これらを通じて形成された連携協力を継続するための仕組みを大学制度に位置づけることの是非やその必要性について。

⑥ 国立大学の機能別分化の促進について

(検討例)

- ・ 博士後期課程，附置研究所，一部学部等の教育研究組織に関し，機能別分化に沿った見直しを行うことについて。
- ・ その際，教育課程の共同実施や複数大学による拠点形成を活用することについて。

⑦ その他，各公私立大学に対して，機能別分化を促す方策の是非とその在り方について

(3) 全国レベルと地域レベルのそれぞれの人材養成需要に対応した大学政策の在り方について

- ・ 全国レベル及び地域レベルにおける計画的な人材養成の在り方及び当該人材養成需要に対応した大学政策の在り方についてどう考えるか。

○ 大学は、初等中等教育段階における教育者養成のすべてにかかわっており、教育を担う人材の養成という観点からの大学の機能についても議論が必要である。

○ 国立大学の機能別分化や、地方国立大学に求められる役割を明確にすることが求められる。地方国立大学の意義が地域貢献だけでは、公立大学に任せればよいという結論となる。地域における存在意義を高めることができるか検討しつつ、機能別分化を進めることが必要である。あわせて、世界的な教育研究拠点をどうつくっていくかも必要な視点である。

- ・ 大学の教育研究活動に関する「地域性」と「国際性」のバランスについてどう考えるか。

○ 地方の大学は、特色づくりを進めて生き残りを図ろうとしており、これは今後も求められるが、一方でグローバル化の要請もあり、その調整がどうあるべきか検討が必要である。

○ 上記の1～3に関連した大学教育に係る各種の行財政システムについて

○ 改革を実行し、競争力を向上するには投資と安定資金の確保が重要。大学制度は国公私の別でよく議論されるが、世界的に見れば、有力な大学は全て安定資金が50%以上の割合を占める。日欧アジアは公的資金、米国はプロフィットによる運用という違いがあるが。まず公的資金の充実が必要である。

○ グローバルな世界で日本が発言力を高めるには、多様な人材を高いレベルで育成することが必要。高校生の半分が進学する中で、相当のレベルを持って卒業できるようにしなくてはならない。今の大学の財政構造に問題があり、日本の教育への公財政支出割合は対GDP比ではOECD最下位である。高等教育では特に私費負担の占める割合が高く、家計支出に頼っており、経済格差によって学歴格差を招来する可能性が出る。大学教育は受益者負担を原則とするのか議論すべきで、国民に、大学が公共財であるという理解が進むようにしなくてはならない。